

## 審査ニュース 261号

### 請求レセプトの一次審査および再審査 における審査委員会の疑義について

医療保険委員会

今回の審査ニュースでは、最近よく見かける糖衣錠の半割による自家製剤加算の算定、医師の指示による自家製剤加算（錠剤を分割する場合）の算定における請求事例についてお知らせします。

レセプト請求において、請求の意図を明確にさせるためには、レセプト摘要欄へのコメントの記載が大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受け、ここで「原審」「返戻」「査定」処理されます。

その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行われます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行います。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となります。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、レセプト摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求を未然に防止することができます。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

今回は下記の事例について解説します。

【事例1】糖衣錠の半割による自家製剤加算の算定について

【事例2】医師の指示による自家製剤加算（錠剤を分割する場合）の算定について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合い

原審・・・請求どおりと解釈されるもの。

返戻・・・請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定・・・誤請求と解釈されるもの。

❧ 審査ニュース ❧

事例 1（査定事例） 糖衣錠の半割による自家製剤加算の算定について

〈処方〉

ワソラン錠40mg 1.5錠  
1日3回 毎食後 14日分

〈一次審査対象レセプト〉

| No | 医師 | 処方<br>月日 | 調剤<br>月日 | 処 方                            |       | 調剤<br>数量 | 調剤報酬点数         |     |     |
|----|----|----------|----------|--------------------------------|-------|----------|----------------|-----|-----|
|    |    |          |          | 医薬品・規格・用量・剤形・用途                | 単位薬剤料 |          | 薬剤調製料<br>調剤管理料 | 薬剤料 | 加算料 |
| 1  | 1  | 4.13     | 4.13     | ワソラン錠40mg 1.5錠<br>【内服】1日3回 毎食後 | 1     | 14       | 24<br>28       | 14  | 分自8 |
| 摘要 |    |          |          |                                |       |          |                |     |     |

審査委員会での【請求に対する疑義？】  
Q、糖衣錠の製剤に対して自家製剤加算（分割）が算定されています。いかがでしょうか？



〈審査結果〉査定

| No | 医師 | 処方<br>月日 | 調剤<br>月日 | 処 方                            |       | 調剤<br>数量 | 調剤報酬点数         |     |        |
|----|----|----------|----------|--------------------------------|-------|----------|----------------|-----|--------|
|    |    |          |          | 医薬品・規格・用量・剤形・用途                | 単位薬剤料 |          | 薬剤調製料<br>調剤管理料 | 薬剤料 | 加算料    |
| 1  | 1  | 4.13     | 4.13     | ワソラン錠40mg 1.5錠<br>【内服】1日3回 毎食後 | 1     | 14       | 24<br>28       | 14  | 一分自8-0 |
| 摘要 |    |          |          |                                |       |          |                |     |        |

自家製剤加算は、特殊な技術工夫が伴う調剤行為を評価するものですが、これは単なる調剤行為としての手間だけが評価されているわけではありません。薬剤師による医薬品特性に関する十分な理解と薬学的判断をはじめ、その調剤に至るまでの必要な行為と適切な調剤が行われたかどうかの確認まで含めて評価されているもので、錠剤を分割する場合は、所定点数の100分の20に相当する点数を算定することとされています。糖衣錠の分割は、薬剤の均一性、安定性または溶出性に影響を及ぼすことがあるため、薬学的に問題がないことが確認できない限り、自家製剤加算の算定はできません。このケースは、摘要欄に均一性の担保を含め薬学的に問題がないことを確認しているコメントがないため、自家製剤加算（錠剤を分割する場合）は査定処理となりました。

<令和6年6月版 調剤報酬点数表の解釈 p51～52、p137、令和6年版 保険調剤Q&A p74 参照>

事例 2（査定事例） 医師の指示による自家製剤加算（錠剤を分割する場合）の算定について

〈処方〉

レンドルミン錠0.25mg 1錠  
1日1回 就寝前（半割して渡すこと） 30日分

〈再審査対象レセプト〉

| No | 医師               | 処方<br>月日 | 調剤<br>月日 | 処 方                                   |       | 調剤<br>数量 | 調剤報酬点数         |     |      |
|----|------------------|----------|----------|---------------------------------------|-------|----------|----------------|-----|------|
|    |                  |          |          | 医薬品・規格・用量・剤形・用途                       | 単位薬剤料 |          | 薬剤調製料<br>調剤管理料 | 薬剤料 | 加算料  |
| 1  | 1                | 9・1      | 9・1      | レンドルミン錠0.25mg 1錠<br>【内服】1日1回 就寝前 30日分 | 1     | 30       | 24<br>60       | 30  | 分自20 |
| 摘要 | 医師の指示により半錠にして渡す。 |          |          |                                       |       |          |                |     |      |

審査委員会での【請求に対する疑義？】  
Q、医師の指示により自家製剤加算（分割）  
を算定していますが、処方内容からみて  
算定はいかがでしょうか？



〈審査結果〉 査定

| No | 医師               | 処方<br>月日 | 調剤<br>月日 | 処 方                                   |       | 調剤<br>数量 | 調剤報酬点数         |     |           |
|----|------------------|----------|----------|---------------------------------------|-------|----------|----------------|-----|-----------|
|    |                  |          |          | 医薬品・規格・用量・剤形・用途                       | 単位薬剤料 |          | 薬剤調製料<br>調剤管理料 | 薬剤料 | 加算料       |
| 1  | 1                | 9・1      | 9・1      | レンドルミン錠0.25mg 1錠<br>【内服】1日1回 就寝前 30日分 | 1     | 30       | 24<br>60       | 30  | 分自20<br>0 |
| 摘要 | 医師の指示により半錠にして渡す。 |          |          |                                       |       |          |                |     |           |

このケースは、医師から「半割にして渡すこと」とのコメント記載はあるものの、処方内容の1回服用量が整数錠であったため、処方内容と実際の調剤行為が一致していませんでした。このため、錠剤分割による自家製剤加算は算定要件を満たさないものと判断され、査定処理となりました。

## 【トピックス】

## 重複投薬・相互作用等防止加算（残薬調整に係るものの以外） の算定にご注意ください

### ☆算定の原則

次のような場合に限り、処方箋受付1回につき1回算定可能です。

**薬剤服用歴の記録**または**患者・家族等からの情報（お薬手帳を含む）**等に基づき、薬剤師が過去の服薬情報や生活背景から重複投薬や相互作用等のリスクを把握し、薬学的判断のもと疑義照会を行い、処方の変更が行われた場合、その職能が調剤管理料に加算として評価されるものです。

添付文書の承認内容から逸脱した処方や、同一処方箋内で重複や相互作用が認められた場合は、調剤管理料・服薬管理指導料の範疇と考えられ、原則対象外となりますのでご注意ください。また、算定するにあたっては、下表のレセプト電算処理システム用コードだけでなく、**処方医への連絡・確認内容の要点、変更内容を摘要欄に記載**していただくと不要な返戻を防ぐことができます。

表 調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項

| 調剤行為名称等                             | レセプト電算処理システム用コード | 左記コードによるレセプト表示文言                              |
|-------------------------------------|------------------|-----------------------------------------------|
| 重複投薬・相互作用等防止加算<br>イ 残薬調整に係るものの以外の場合 | 820101030        | 内容の要点（重複投薬・相互作用等防止加算）：同種・同効の併用薬との重複投薬         |
|                                     | 820101031        | 内容の要点（重複投薬・相互作用等防止加算）：併用薬・飲食物等との相互作用          |
|                                     | 820101032        | 内容の要点（重複投薬・相互作用等防止加算）：過去のアレルギー歴、副作用歴          |
|                                     | 820101256        | 内容の要点（重複投薬・相互作用等防止加算）：年齢や体重による影響              |
|                                     | 820101257        | 内容の要点（重複投薬・相互作用等防止加算）：肝機能、腎機能等による影響           |
|                                     | 820101034        | 内容の要点（重複投薬・相互作用等防止加算）：授乳・妊婦への影響               |
|                                     | 830100775        | 内容の要点（重複投薬・相互作用等防止加算）：その他薬学的観点から必要と認める事項***** |

### 〔算定対象となる例〕

- ・異なる医療機関や診療科からの重複投薬が判明し、疑義照会により処方が中止・調整された。
- ・処方薬とOTC薬や飲食物等との相互作用が懸念される情報を患者から聴取し、医師へ照会し、処方の変更が行われた。
- ・腎機能や妊娠、基礎疾患等の患者情報に基づき処方薬の見直しを提案し、用量や薬剤の変更に至った。

例：腎機能低下のため、医師に照会のうえ、〇〇を減量

例：妊娠中のため、医師に照会のうえ、〇〇を削除

例：〇〇医院にて●●を服用中のため、医師に照会のうえ、薬理作用が類似する△△を削除

→ いずれも、薬剤服用歴や服薬情報の活用、医療連携がなされていることが前提です。

### 〔原則として加算の対象外となる例〕

#### 【1】添付文書上の用法・用量の逸脱に対する疑義照会

例：ザイザルシロップを2歳児に添付文書の承認用量を超えて処方

→ 医師に照会のうえ、用量を調整

例：ホクナリンテープの貼付量が年齢に対して過量に処方

→ 医師に照会のうえ、用量を変更

→ いずれも、薬剤師として当然行うべき「薬学的管理」であり、調剤管理料・服薬管理指導料といった薬学管理料の範囲内と解釈されます。

#### 【2】同一処方箋内での重複や相互作用の確認・照会

例：NSAIDsが2種類処方 → 医師に照会のうえ、1種類を中止

例：併用禁忌薬が処方 → 医師に照会のうえ、薬剤を変更

→ 同一処方箋内で確認できる重複や相互作用については、薬剤師が常時行うべき基本的確認行為であり、加算の趣旨に合致しません。

## ☆薬剤師の職能を正しく評価してもらうために

本加算は、薬剤師が服薬状況を把握し、他医療機関や市販薬等との情報を総合的に判断して医師に提案する高度な業務を評価するものです。処方変更が伴わない疑義照会や、調剤時点で当然行うべき確認行為に対しては、原則算定は認められません。

調剤報酬制度の趣旨を理解し、適正な加算の算定にご協力をお願いいたします。